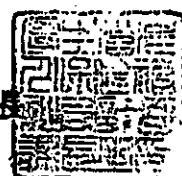


写

老計第46号
平成12年11月21日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生省老人保健福祉局
計画課



「ショートステイ床の特別養護老人ホームへの転換について」の一部改正について

標記については、平成12年3月16日付老計第9号老人福祉計画課長通知（以下、「通知」という。）により行われているところであるが、今般、通知の一部を下記のとおり改正し、平成13年1月1日から施行することとしたので、遺漏のないようお取り計らい願いたい。

また、通知2の③の要件については、その必要性に関し、今後、引き続き検討することとしているので、貴職におかれでは、個別事例に応じ、適宜、各地域における実態等について、当職あて情報提供等をお願いしたい。

なお、貴管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）及び社会福祉法人に対しても、この旨周知を図られたい。

記

- 1 2の②中「20%以内」を「50%以内」に改める。
- 2 2の②中「緊急やむを得ない場合を除き」を「施設の規模、需要の充足度等の地域の特性に応じて都道府県がやむを得ないものとして認めた場合を除き」に改める。
- 3 4中「平成12年4月1日から」を「平成13年1月1日から」に改める。

別紙

「ショートステイ床の特別養護老人ホームへの転換について」（平成12年3月16日付老計第9号）
の一部改正について（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>1 基本的考え方 (略)</p>	<p>1 基本的考え方 (略)</p>
<p>2 特別養護老人ホームへの転換における要件 (略)</p> <p>① 特別養護老人ホームの入所待機者があるなど、特別養護老人ホームの整備が不足している地域であって、かつ、特別養護老人ホームへの転換を行っても、地域の短期入所サービスの需要に応じられること。</p> <p>② 特別養護老人ホームに転換する老人ショートステイ床数は、1施設あたり、原則として当該施設の老人ショートステイ床数の<u>50%</u>以内となっていること。 なお、地域の短期入所サービスへの対応の必要性にかんがみ、転換後の老人ショートステイ床が10床未満となるものについては、施設の規模、需要の充足度等の地域の特性に応じて都道府県がやむを得ないものとして認めた場合を除き、10床未満となる老人ショートステイ床部分は、転換を認めないこと。</p>	<p>2 特別養護老人ホームへの転換における要件 (略)</p> <p>① 特別養護老人ホームの入所待機者があるなど、特別養護老人ホームの整備が不足している地域であって、かつ、特別養護老人ホームへの転換を行っても、地域の短期入所サービスの需要に応じられること。</p> <p>② 特別養護老人ホームに転換する老人ショートステイ床数は、1施設あたり、原則として当該施設の老人ショートステイ床数の<u>20%</u>以内となっていること。 なお、地域の短期入所サービスへの対応の必要性にかんがみ、転換後の老人ショートステイ床が10床未満となるものについては、<u>緊急やむを得ない場合を除き</u>、10床未満となる老人ショートステイ床部分は、転換を認めないこと。</p>

新	旧
<p>③ 転換による特別養護老人ホームの増床数が、都道府県介護保険事業支援計画における平成16年度の特別養護老人ホームの必要入所定員総数の範囲内であること。</p> <p>④ 都道府県において、関係市区町村と協議した上で、1年から5年程度を期間とする転換の計画が定められていること。 なお、緊急に対応する必要がある場合には、当該計画の作成が事後となっても差し支えない。</p> <p>⑤ その他、必要に応じ都道府県、指定都市及び中核市が地域の実情を踏まえて設定する条件が満たされていること。</p>	<p>③ 転換による特別養護老人ホームの増床数が、都道府県介護保険事業支援計画における平成16年度の特別養護老人ホームの必要入所定員総数の範囲内であること。</p> <p>④ 都道府県において、関係市区町村と協議した上で、1年から5年程度を期間とする転換の計画が定められていること。 なお、緊急に対応する必要がある場合には、当該計画の作成が事後となっても差し支えない。</p> <p>⑤ その他、必要に応じ都道府県、指定都市及び中核市が地域の実情を踏まえて設定する条件が満たされていること。</p>
<p>3 転換に伴う財産処分手続等 (略)</p>	<p>3 転換に伴う財産処分手續等 (略)</p>
<p>4 実施期間 本通知の取扱いを行う期間は、<u>平成13年1月1日</u>から<u>平成17年3月31日</u>までとする。</p>	<p>4 実施期間 本通知の取扱いを行う期間は、<u>平成12年4月1日</u>から<u>平成17年3月31日</u>までとする。</p>
<p>5 その他 (1)～(4) (略)</p>	<p>5 その他 (1)～(4) (略)</p>

短期入所サービスに係る改善方策の概要

利用者の利便性、選択性の向上及び介護サービス基盤の有効活用といった観点から、短期入所サービスに関連して、以下のような措置を講ずることとする。

1. 訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額の一本化

利用者の利便性や選択性を向上するという観点から、訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額について一本化を図り、同じ支給限度額の中でいずれのサービスも利用できるようにする。

また、市町村、国保連及び事業者の準備期間等を考慮し、支給限度額の一本化の実施は平成14年1月とするが、それまでの間の措置として、現在実施している短期入所サービスの振り替え利用において、短期入所サービスの本来の支給限度額を含めて1月当たり2週間としている限度を、訪問通所サービスの利用枠の範囲内で、30日まで拡大できるようにする（実質的な支給限度額の一本化の前倒し）。

2. ショートステイ床の弾力活用

ショートステイ床の弾力活用を図る観点から、

- ①ショートステイ床の特別養護老人ホーム床への転換の要件の緩和
- ②ショートステイ床の特別養護老人ホーム床としての一時的活用に必要な措置を講ずる。

1 訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額の一本化

支給限度額の一本化については、10月31日の医療保健福祉審議会に諮問し、答申を得たところ。

I 支給限度額の一本化

(1) 趣旨

- ① 支給限度額の一本化により、支給限度額内のサービス利用の選択性・利便性を高める。
- ② 支給限度額の管理方法を簡素化して、わかりやすくする。
- ③ 在宅生活を維持する上で、本来の短期入所サービスの利用枠に加えて、短期入所サービスの利用の拡大が必要な者については、振り替え利用を可能としているが、制度的に現物給付化することで、利用手続きを簡素化して、利用しやすくする。

(2) 内容

- ① 訪問通所サービスと短期入所サービスを統合した区分とし、支給限度額管理の期間を月単位（暦月）とする。
- ② 支給限度額管理の方法は、サービスの単位数による方法に統一する。
- ③ 支給限度額の水準は、現行の訪問通所サービスの支給限度額で既に各月の標準的な短期入所サービスの利用を見込んでいることから、現行の訪問通所サービスの支給限度額とする。

ただし、短期入所療養介護に特有な出来高的医療部分である緊急時施設療養費及び特定診療費については、支給限度額管理の対象外の費用とする。

- ④ 次期要介護認定期間の3ヶ月及び4ヶ月前の訪問通所サービスに係る保険給付実績が利用が訪問通所サービスの支給限度額の6割未満である場合に、短期入所サービスの利用枠を拡大（要支援～要介護4 2倍、要介護5 1.5倍）する措置（いわゆる「次期拡大措置」）については、支給限度額を短期入所サービスを含めて月単位に統合することを踏まえ、廃止する。
- ⑤ 施設入所と変わらない短期入所の利用を防止するとともに、他の利用者の短期入所サービスの利用を確保するため、短期入所サービスの連続した利用は、30日間までを報酬算定の限度とする。
- ⑥ 連続して30日を超えない利用であっても、短期入所サービスは在宅生活を継続していく上で利用するサービスであることを踏まえ、居宅介護支援事業者の運営基準上、介護支援専門員のケアプラン作成に当たって、利用者的心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所サービスの利用日数は、要介護認定等の有効期間の概ね半数を超えないようとするといった目安を設ける。

（以上の内容に伴う関係法令の改正については、参考資料1及び法令改正案【14年1月施行分】を参照されたい。なお、改正に関連する通知は、関係法令改正公布にあわせ、おって通知予定。）

（3）施行時期

一本化後の支給限度額管理を行うための、市町村や国保連、事業者のシステム変更・テスト期間や準備時期等を考慮して、平成14年1月から、新支給限度額を適用する。

II 支給限度額一本化までの対応について

(1) 趣旨

- ① 平成14年1月からの一本化を実施までの間においても、短期入所サービスの利用枠の拡大が必要な利用者に対して、利用しやすい形で需要に応えるため、受領委任方式により、振り替え利用を実施するよう、市町村に周知徹底を図っていただいているところ。
- ② この振り替え利用については、短期入所サービスの本来の支給限度額を含めて、1月当たり2週間を限度としているところであるが、サービスの選択性の向上という観点から、一本化までにおいても、2週間の限度を撤廃し、訪問通所サービスの利用枠の範囲内であれば、30日まで短期入所サービスに振り替え利用できるようにする。

(実質的な支給限度額の一本化の前倒し)

(参考) 介護保険制度の定着へ向けた改善方策について（抄）

（平成12年9月27日　自由民主党・公明党・保守党）

2. ショートステイについて

① 支給限度額の一本化の早急な実現

支給限度額の一本化の早急な実現を図る。また、それまでの措置として、訪問通所サービスのショートステイへの「振り替え利用」枠を2週間から30日に拡大するなど、一本化後と同等の水準で利用できるようにする。

(2) 内容

- ① 以下の措置を市町村が実施できるように支給限度額告示を改正
振り替え措置を実施する市町村において、振り替え措置の対象となる

居宅要介護被保険者等に係る短期入所サービスの支給限度額については、各月の訪問通所サービスの区分支給限度額の未利用分の範囲内の単位数を以下の単位数で除して得た額とすることとする。

イ 要支援	954単位	ロ 要介護1	984単位
ハ 要介護2	1,032単位	ニ 要介護3	1,079単位
二 要介護4	1,126単位	ホ 要介護5	1,173単位

(注1) 振り替え利用の対象者の要件、振り替え利用日数の計算に用いる単位数は、従前の振り替え措置と同じ。(ただし、日数計算の際の少数点以下の日数は切り捨て計算。)

(注2) 振り替え措置の事務フローについても、現在の振り替え措置と同様。
(したがって、受領委任方式での実施も当然可能。)

(注3) 平成14年1月までは、いわゆる次期拡大措置が存続するが、この措置と今回の振り替え利用との関係についても、現在の振り替え措置と同様。(すなわち、次期拡大措置は、認定申請の3月前及び4月前において今回の振り替え措置を行った場合には次の要介護認定期間には適用されず、次期拡大措置の適用がある要介護認定期間においては、次期拡大措置を適用した後に、これを含めて超過を生じた月以降に振り替え措置が適用されるという関係。)

(参考)

現行は、振り替え利用を行った月は、本来分の支給限度額の利用日数を含めて、各月2週間を限度としているが、今回の振り替え措置の弾力化により、振り替え利用を行う月には、本来の支給限度額とあわせて、最大で以下の短期入所サービスの利用が可能となる。

要支援	6日／月	要介護1	16日／月
要介護2	18日／月	要介護3	24日／月
要介護4	27日／月	要介護5	30日／月

② 上記措置の実施とあわせて、支給限度額の一本化後と同様、

ア 振り替え利用を行う場合、連続した短期入所サービスの利用は30日までとし、

イ 介護支援専門員のケアプラン作成に当たって、短期入所サービスの利用日数が、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、要介護認定等の有効期間の概ね半数を超えないようにするといった目安を設けた上で行う。

(注4) 振り替え利用の場合に、連続した短期入所サービスの利用が30日を超えるかどうかは、

ア 償還払い方式を探る市町村では、償還請求の段階で、

イ 受領委任方式を探る市町村では、居宅介護支援事業者のケアプラン等により、確認を行うこととなるが、いずれにしても、連続して30日を超える短期入所サービスの利用は保険給付の対象とならないことについて、利用者・居宅介護支援事業者・短期入所サービス事業者に周知が必要。

(注5) 今回の措置の施行前の平成12年12月分の短期入所サービスについては、30日の連続利用の日数に算入しない。

(以上の内容に伴う関係法令の改正については、法令改正案【13年1月施行分】を参照されたい。また、関係法令の改正に伴う通知はおって通知予定。)

(3) 施行時期

平成13年1月

(4) 実施に当たっての留意点

① 振り替え措置の実施は、短期入所サービスの提供体制等を勘案して市町村の判断で行われるものであるが、平成14年1月からは支給限度額が一本化されることを踏まえて、振り替え措置の積極的な実施をお願いしたい。

② その際には、利用しやすい形で振り替え措置を実施する必要があり、都道府県においては、受領委任方式での実施を図るよう、市町村に周知徹底を図っていただきたい。

ショートステイ床の特別養護老人ホームとしての一時的活用

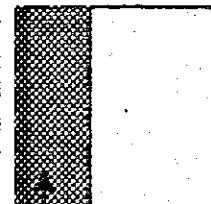
1. 特別養護老人ホームが満床であって、その特別養護老人ホームに併設されるショート施設(以下「併設ショート」という。)に空床がある場合において、特養の利用定員の5／100(端数が生じた場合には、小数点以下を切り捨て)を上限として、その併設ショートのベッドを利用して施設サービスを行うことを認める。対象は、近い将来、特別養護老人ホーム本体に入所することが見込まれる者が家族が急遽入院したことにより在宅における生活を継続することが困難となった場合などを想定。

(例)

<併設ショート>

特別養護老人
ホーム

<特養利用定員50人>



<併設ショート利用定員10人>

2人(50×5/100=2.5→2人(切り捨て後))を
限度として特別養護老人ホーム入所者をけ
入れることを認める。

2. この特例利用に係る介護報酬は、本体である特別養護老人ホームに係る介護報酬(介護老人福祉施設サービス費)を適用する。

3. この特例利用により生じる特別養護老人ホームの定員超過については、減算しない。

なお、上限を超えた場合の特例利用者等の報酬の減算の取扱いについては、別添のとおりとする。

4. 今回のショートステイ床の弾力的活用は、特例的な措置であり、かつ、対象者が近い将来、特別養護老人ホーム入所することが見込まれる者であること、また、弾力的活用を認めることでショートの利用の阻害となることは適当でないことから、退所等により特養に空床が生じた場合には、特例利用としてショートステイ床に入所している者を速やかに特養本体に移動させることが必要である。

5. 特別養護老人ホームと併設ショートにおける人員配置基準の取扱いについては、特例利用の場合にも、特段の変更はないものである。

なお、併設ショートの従業者の員数を算定する際に用いる利用者の数の「前年度の平均値」を算出するに当たっては、特例利用者は指定介護老人福祉施設の入所者として算定するものとする。